



号外

昭和34年4月1日  
第3種郵便物認可

定価 1部2円  
発行所  
盛岡市内丸10番1  
号 岩手県庁内  
岩手県職員労働組  
△

**確定闘争  
学習資料**  
(秋季闘争の重点課題)

(作成日：2018年10月12日)

# 賃金課題 5年連続の賃上げ/通勤手当等の改善実現を! 職場課題 人員確保、超勤適正管理と手当予算確保を! ＝確定闘争で課題解決に向け前進を＝

10月11日、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告及び勧告」を知事及び県議会議長に行った。勧告を受け、2018 確定闘争に向けた賃金課題が明らかとなった。

## 【月例給・一時金】

5年連続のプラス勧告となり、較差解消のため年内の月例給・一時金の改定・差額支給を求める。さらに、給与制度の総合的見直しの現給保障期間が来年3月に満了を迎えるなか、勤務意欲確保のための具体的な賃金改善が不可欠であることから、実感が持てる改善を求めていく。

## 【諸手当改善】

県人勧では交通用具利用の通勤手当改善（ガソリン価格高騰への対応、70 km以上の距離区分新設）や沿岸部の家賃高騰を踏まえた住居手当の改善勧告がされず遺憾。

本来、遠距離通勤や沿岸部等での業務遂行のために赴任せざるを得ない状況の原因は当局にある。当局の責任追及をし、改善を強く求めていく。2019 定期人事異動時期を見据え、引っ越し費用が高騰している実態から赴任旅費（移転料）の改善を求める。

## 【職場課題】

8月時点の欠員は70人。当局は欠員解消しているとしているが、震災等の対応や元々ギリギリの体制で業務を何とかこなしており、ガマンは限界を超えている。さらに、当局は「働き方改革」として業務縮減を進めるとしているが、実態調査の結果、不払い残業が生じているほか、実感できる対策とは程遠い現状となっている。「人員確保」、「勤務時間の適正管理と超勤予算確保」に向け職場環境の改善を強く求めていく。

専門職種の処遇改善は、県人勧で獣医師の給与面の改善が必要と言及。確定闘争での具体的な改善を強く求めるほか、他の専門職種の改善も求めていく。

## 1 2018 県人勧の概要と課題（勧告事項）

# 月例給 若年層に手厚く配分、現給保障者には恩恵なく

2018 県人勧での公民較差は以下のとおりであり、昨年より改定幅はプラスとなり、5年連続のプラス勧告となった。

公民比較給与		較差 (A-B)	
民間 (A)	職員 (B)	較差額	較差率
358,823円	358,214円	609円	0.17%

較差のうち、給料表の改定に 592 円を充て、昨年に引き続き若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げ（初任給 1,500 円、若年層 900～1,100 円程度）、中高年齢層は一律 400 円の改定にとどまった。

特にも、給与制度の総合的見直しによる現給保障対象者は、改定額が保障額に及ばず賃金据え置きの状態が続いている。来年 3 月で現給保障期間が満了するが、右表のとおり本年 4 月の段階では依然として相当数が現給保障であるほか、平均保障額 3,302 円（最高保障額 8,100 円）であることから、確定闘争での具体的な改善策が不可欠だ。

項目	2018
現給保障対象者 ( )は職員全体に占める割合	381 人 (9.1%)
うち行政職 5 級の人数 ( )は 5 級に占める割合	231 人 (31.3%)

現給保障は県人勸で言及はないが、人事委員会交渉で熊谷委員長から「任命権者でも十分検討いただきたい」との回答を引き出ししており、当局に対策を強く求めていく。

## 一時金 0.1月のプラス勧告(4.35月⇒4.45月)・国並みに

本年の改定で一時金のプラス勧告となった。民間の年間支給実績(4.44月)との較差(0.09月)を踏まえ、0.10月のプラスを勧告し、これを勤勉手当に配分し、ようやく国並みの支給月数となった。もっとも、勤勉手当への配分は評価制度や休業などによる調整の影響が大きいことから、課題が残る。

(再任用職員は勤勉手当 0.05 月引上げ、2.30 月⇒2.35 月に改定)

給与改定が実施されれば、差額支給が行われることになる。右表は勧告どおり改定が行われた場合の影響額の試算だ。約 4 万円の増額となり、早期の改定が求められる。しかし、今年 10 月 24 日に臨時国会が開会されるが、依然として国の給与法の改正見通しが立っていない。

総務省は地方に「国に先行して給与改定しないよう」指導をしており、政治情勢では当局は 12 月議会での提案を見送る可能性も否定できない。国の不当な指導に従うことなく、公民較差の早期解消と年内の差額支給の実現を強く求めていかなければならない。

県人勸の影響試算額(年額)			(単位:円)
号給	基本給増額分	一時金増額分	合計
1級33号	15,600	25,225	40,825
2級21号	12,000	27,350	39,350
3級41号	6,000	33,507	39,507
4級47号	4,800	40,642	45,442
5級97号	-	43,725	43,725

＜試算上の留意点＞  
 ・各級の号は2018年度人事委員会報告において当該級内で最も在籍者が多い号を選択した。  
 ・一時金の算定は今般の県人勸に伴う支給月数の増を反映したのみであり、勤勉手当成績率は考慮していない。3級は5%、4級・5級は10%の級別加算を加算。  
 ・5級の高位号給は給与制度の総合的見直しの現給保障の対象となっていることから、基本給の増額なしとして試算。

## 2 2018の継続課題

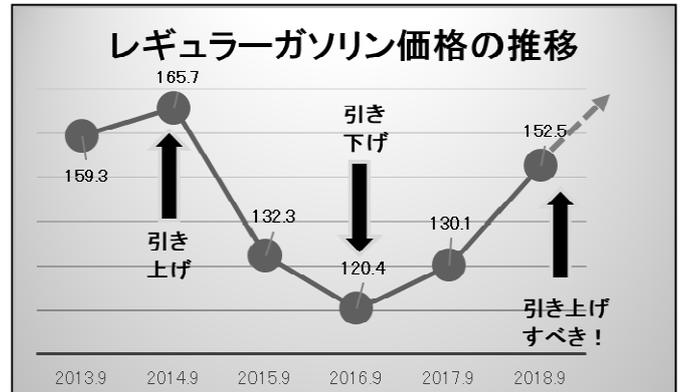
# 諸手当改善 通勤手当・住居手当の負担解消の実現を！ ガソリン価格高騰を踏まえた改定すべき！

県人勸では、通勤手当・住居手当ともに勧告・報告には触れられず、極めて遺憾であった。しかし、今年の県人事委員会の統計でも、遠距離通勤や高額や家賃負担の実態が明らかとなっている。昨年の確定交渉で、佐藤総務部長は「通勤手当の距離区分新設が有効な手段の1つであり、

項目	数値
65 km以上の交通用具利用通勤者	217 人
高速道路利用者数	187 人
55 千円以上家賃負担している職員	2,285 人 (約 52%)

他県の状況を踏まえつつ、課題意識を持ち、人事委員会と意見交換して検討を進める」と回答し、総務部長の決意を踏まえて継続課題としてきた経緯がある。県人勧では言及はないが、遠距離通勤者の自己負担が強いられている現状は厳しさを増している。総務部長自ら課題意識ありと明言しているならば、改定に踏み切る努力こそすべきだ。

さらに喫緊の課題は、ガソリン価格の高騰に即応した手当改定の実現だ。右図は、過去5年間の県内レギュラーガソリンの平均額の推移だ。2014年度は160円台/ℓになってようやく引上げたものの、その後の急落もあり、2017年1月から引き下げをした。その後は、2016年度引下げ時点より30円以上高騰の状況しており、直近（10月9日時点）は155.9円/ℓ。高騰はとどまるところを知らず、同様に推移した場合、年内にも160円台となる可能性が高い。高騰は遠距離通勤者ほど自己負担が増大することであり、早急な改定は当然だ。昨年の人事課長交渉では組合が求めた手当改定ルール化に言及せず「随時価格動向を踏まえ検討」との姿勢にとどまった。今回こそ、手当改定の実現に向けた改定の道筋を示さなければならない。



住居手当に関し、県人勧では「人事院の住居手当の動向を注視」との報告にとどまり、勧告に至らなかった。しかし、9月の緊急調査では、右表のとおり、現行の住居手当支給上限額（27,000円）となる月額55,000円超の家賃負担の割合は約5割であり、かつ住居手当支給上限額の算定となる月額55,000円時のカバー率（27千円/55千円）は約49%。55,000円超の家賃負担層でカバー率を超えて自己負担している加重平均額は約4,200円余。最低水準でも支給上限額を27,000円から31,000円への引き上げが不可欠。根拠数値を突き付け、改善に向けた積極姿勢を引き出す必要がある。

区分	実数	割合
55千円以下	112	49.6%
55千円超～65千円以下	80	35.4%
65千円超～75千円以下	26	11.5%
75千円超	8	3.5%
合計	226	

家賃負担額 50.4%

勧告のあった宿日直手当（+200円）は、業務の困難度を踏まえた増額改定を求める。

## 赴任旅費 引っ越し費用高騰を踏まえた移転料改善を

間もなく、来年度定期人事異動に向けた身上調書の提出時期となる。昨年の定期人事異動では、引っ越し価格の高騰も相俟って、住居を転居せざるを得ない職員に対して多額の自己負担を強いられた（例：花巻⇒宮古 25万円以上自己負担）。

赴任旅費のうち、移転料に関しては、鉄路を基準に算定されるが、実態と乖離しているばかりか、引っ越し費用高騰に対応できていない。来年度定期人事異動で同様の多額の自己負担が発生しないよう、移転料の改善を強く求めていく。

## 専門職種処遇改善 獣医師等の具体的な賃金改善実現を

獣医師に関し、県人勧の報告で「全国有数の畜産県として、給与上の処遇の一層の改善を検討する必要がある」とした。右表①は初任給、表②は初任給調整手当額の他県比較であり、見劣りは明らか。他県では一層の改善に踏み切る見通しであり早急に是正すべき。薬剤師等も含め処遇改善を求める。

表①

県名	初任給	額
岩手	医(2)2-15	209,600
宮城	医(2)2-19	215,700
福島	医(2)2-19	218,300
茨城	医(2)2-21	217,200

表②

県名	手当額(初年度)	支給総額
岩手	35,000	3,780千円
北海道	46,600	6,740千円
青森	45,000	6,750千円
宮崎	30,000	5,550千円
鹿児島	30,000	5,580千円

宮崎・鹿児島は支給期間が長い

# 休暇制度拡充 介護への休暇拡充・不妊治療への支援策の創設を

人事委員会の報告では、不妊治療と仕事の両立が重要な課題とし、国・民間の状況を注視して職場環境の醸成を行うこと、休暇制度は国・他県動向を踏まえ検討とした。

しかし、本年3月の厚生労働省調査では、不妊治療経験者のうち、仕事の両立ができず退職した方は16%に上り、職員でも両立に悩む方が少なくない。専門医療機関が限定されていることや、相当長期にわたる治療が必要であることから、一層の対策が求められる。少子化対策の観点から具体的な制度の創設を強く求めていく。併せて、「部分休業制度の拡充」（小学校修学後も対象）、「看護休暇の子の年齢制限撤廃」などを求める。

## 3 人員・職場環境改善に向けた確定闘争課題

# 人員確保と超勤適正管理・支給を！

確定闘争では「人員不足解消」をはじめとした「職場環境の改善」も重要だ。

8月1日時点で欠員は70人と、当局は欠員が一定数解消したとした。しかし、業務量に応じた職員配置となっておらず、人員不足解消は喫緊の課題。分会基礎調査（回収率約66%。右表）では、要求人員は245人と欠員数以上に人員が不足している実態が明らかになっている。総合土木、保健師、普及指導員をはじめ各分野における専門職の確保策や、育休代替職員の確保などを含め交渉で求めていく。

【人員要求数】(全体回答率:66%)

	県庁	盛岡	県南	沿岸	県北	合計
事務企画	12		4	2	3	21
事務用地	1		5	2	1	9
事務税務		2	6	3		11
事務その他	14	9	22	9	6	60
専門土木	11	4	15	20	7	57
専門保福		8	6	4	2	20
専門普及		1	6	2	6	15
専門企画	1		5		0	6
研究員		5	2	7	1	15
現業			1		1	2
専門他	16	4	4	5		29
合計	55	33	76	54	27	245

超勤課題に関し、当局は、8月～9月を「働き方改革推進月間」と位置づけ、現場による業務の見直しや超勤縮減を求めた。しかし、県職労が実施した各分会アンケート（詳細は別掲）では、回答分会のうち、約4割超が超勤予算不足を理由とした不適正な超勤命令の実態であること、将来の予算不足の見通しも約5割を占めることが明らかとなっている。さらに、当局の「働き方改革」は実感が持てる改善となっていないことも如実となった。この実態を突き付け、改めて適正な勤務時間確保と予算確保を求めていく。

また、労働法制改正・協定締結時期の改善などを含めた当局と県職労との36条包括協定の改善、労安法改正に基づく客観的手法による勤務時間把握の実現も要求していく。

その他、沿岸部をはじめ居住地確保が困難な実態が継続しており、来年度の人事異動を見据え、当局責任での公舎（借り上げ公舎）の確保も強く求めていく。

## 4 確定闘争に多くの組合員の結集を！

県職労では10月19日から11月5日にかけて地公共闘が行う「知事あて大型ハガキ」署名行動を実施する。短期間であるが、多くの署名を集約できるよう、支部・分会での取り組みをお願いする。また、交渉ヤマ場（10/31地公共闘交渉）には県庁座り込み交渉支援行動を配置する。組合員の結集をお願いする。

### 【闘争スケジュール】

10月22日の週：人事課総括課長交渉（10/22地公共闘、10/24県職労）要求書提出

10月29日の週：人事課総括課長交渉（10/31地公共闘、11/1県職労）ヤマ場

11月5日の週：総務部長交渉（11/6地公共闘、11/7県職労）確定闘争最終局面